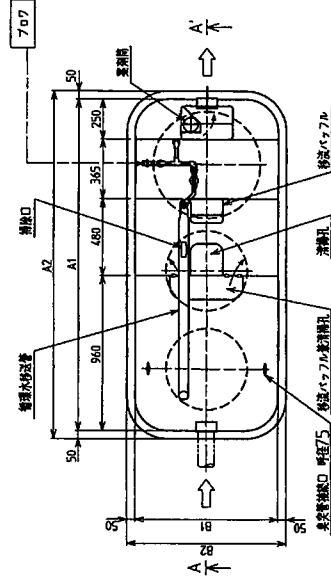


建築基準法施行令第35条第1項の嫌気濾床・担体流動方式
【大臣認定番号(認定年月日):DW3N-0110(平成20年3月6日)】

積水ホームテクノ株式会社

□
H
4



(注) 寸法の単位はmm、容量の単位は m^3 とする。
寸法は内寸表示。
※嫌気濾床槽第1室/嫌気濾床槽第2室/担体流動槽

- ・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行う。
- ・流入、設置条件によりオプション槽を組み合わせる。

・所定のばつ気強度が確保されるブローを使用すること。